

熊本県消費生活用製品安全法立入検査実施要領

1 目的

この要領は、熊本県消費生活用製品安全法事務処理要領（以下「事務要領」という。）第3(2)アの規定に基づき、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「法」という。）第41条第1項の規定に基づく立入検査を実施するに当たって必要な事項を定めるものである。

2 立入検査計画の策定等

- (1) 知事は、職員のうちから立入検査に従事する者（以下「検査員」という。）を定めて、その者に立入検査証（別記様式第1）を発行するものとする。
- (2) 知事は、毎年度当初に「消費生活用製品安全法に基づく検査計画書」（別記様式第2）を作成し、その計画に従って立入検査を実施するとともに、必要に応じて市町村に検査の協力を依頼するものとする。
- (3) 立入検査は、(2)の検査計画に基づいて行うほか、次の場合に行うものとする。
 - ア 法第57条の規定に基づき経済産業大臣から指示があった場合
 - イ 消費生活用製品により消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認められる場合
- (4) 立入検査は、2人以上の検査員で実施するものとする。
- (5) 検査員は、立入検査に際しては、(1)の立入検査証を必ず携行し、当該立入検査の対象となる事務所、事業場、店舗又は倉庫（以下「事務所等」という。）の責任者に提示すると同時に、検査の趣旨を十分に説明するものとする。また、帳簿書類その他の物件の検査にあたっては、責任者の立会いを求めるものとする。
- (6) 立入検査の実施に際しては、商店街代表者の協力を得ることが必要な場合や特別の理由がある場合を除いて、事前に当該事務所等に連絡しないものとする。

3 立入検査の方法

- (1) 法第2条第2項の規定により定められた特定製品（以下「特定製品」という。）の販売の事業を行う者（以下「特定製品販売事業者」という。）に対する立入検査においては、「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」（令和7年8月14日付け20250807保局第1号）を参考にして、「立入検査票兼事実確認書」（別紙様式第3）により、次に掲げる事項について確認するものとする。
 - ア 法についての認識
 - イ 販売又は販売の目的で陳列している特定製品に係る法第13条の規定による表示（PSCマーク及び取扱注意等）の適否
- (2) 法第2条第5項の規定により定められた特定保守製品（以下「特定保守製品」という。）の取引の事業を行う者（以下「特定保守製品取引事業者」という。）に対する立

入検査においては、「消費生活用製品安全法調査票（特定保守製品チェックシート）」（別記様式第4）により、次の事項について確認するものとする。

ア 法に基づく長期使用製品安全点検制度についての認識

イ 取り扱っている特定保守製品に係る第32条の6の規定による表示の適否の確認

ウ 法第32条の7の規定による特定保守製品を引渡す際の説明義務の実施状況（法第32条の6第3項に規定する所有者票が添付されている場合は、その旨の説明を含む。）

エ 法第32条の10第3項の規定による所有者情報提供協力責務の実施状況

(3) 立入検査の結果については、その場で別紙様式第3又は「立入検査事実確認書（特定保守製品）」（別紙様式第5）を作成し、当該特定製品販売事業者又は特定保守製品取引事業者と検査員との間で確認するものとする。

4 立入検査における違反等に対する措置

(1) 立入検査において、特定製品の表示に3(1)イの不適合が確認され、又は特定保守製品の表示に3(2)イの不適合が確認された場合は、当該特定製品販売事業者又は特定保守製品取引事業者に対し、法の趣旨について説明するとともに、必要に応じて次のとおり指導するものとする。

ア 不適合の特定製品又は特定保守製品（以下「不適合製品」という。）を店頭から撤去し、又は仕入れ先に返品すること。

イ 不適合製品の製造業者又は輸入業者に表示の内容等を確認し、表示の追加又は訂正をすること。

(2) 立入検査において確認された不適合製品については、「立入検査実施状況報告書（特定製品）」（別記様式第6）又は「立入検査実施状況報告書（特定保守製品）」（別記様式第7）に規定された事項についてできる限り聴取し、当該報告書に記入するとともに、当該特定製品の写真画像を取得するものとする。

(3) 立入検査において、特定保守製品取引事業者が3(2)ウの説明義務又はエの協力責務を履行していないことが確認された場合は、当該特定保守製品取引事業者に対し、長期使用製品安全点検制度の趣旨について説明するとともに、必要に応じて次のとおり指導するものとする。

ア 特定保守製品の取得者に対して、法定事項等を説明すること。

イ 特定保守製品の取得者の承諾を得て当該取得者に代わって所有者票を送付する等の方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力すること。

(4) (1)又は(3)の指導を行った場合は、当該特定製品販売事業者又は特定保守製品取引事業者に対し、「立入検査対応報告書（特定製品）」（別紙様式第8）又は「立入検査対応報告書（特定保守製品）」（別紙様式第9）を立入検査実施後2か月以内に提出を求めるものとする。

5 立入検査結果の処理

- (1) 検査員は、検査終了後速やかに、その結果を復命するものとする。
- (2) 事務要領3(2)イの報告書は、別記様式第10又は第11によるものとする。
- (3) 事務要領3(2)ウの報告書は、別記様式第6又は第7によるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月27日から施行する。

別記様式1

第 号	
消費生活用製品安全法第41条第1項の規定による 立 入 検 査 証	
	職名及び氏名
	年 月 日 生
	年 月 日 交付
	熊本県知事 木村 敬 印

消費生活用製品安全法抜すい
(立入検査)
第41条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
3 内閣総理大臣は、前章第2節の規定を施行するために必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
4 前3項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
5～11 (略)
12 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第59条 次の各号に一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
一～七 (略)
八 第41条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
九 (略)

別記様式第2

消費生活用製品安全法に基づく検査計画書

検査実施時期 (実施日)	検査予定地域 (市町村)	検査予定 販売店数	取 締 の 重 点	検 査 員 名
第1四半期				
第2四半期				
第3四半期				
第4四半期				

熊本県知事 様

立 入 検 査 票 兼
事 実 確 認 書

今般、貴県検査員が当店を検査した結果、下記のとおり的事実がありましたことを確認します。
記

根 拠 法 令	消 費 生 活 用 製 品 安 全 法
実 施 日 時	令 和 年 月 日 午 時 分 ~ 午 時 分
店 舗 等 名	
代 表 者 職 ・ 氏 名	
店 舗 等 所 在 地	TEL
検 査 員	

品 名	検査数	違反数	違反状況		備 考
			無 表 示	不 適 合 表 示	
家庭用の圧力なべ 及び圧力がま	点	点	点	点	
乗車用ヘルメット	点	点	点	点	
乳幼児用ベッド	点	点	点	点	
登山用ロープ	点	点	点	点	
携帯用レーザー 応用装置	点	点	点	点	
浴 槽 用 器 温 水 循 環	点	点	点	点	
石 油 給 湯 器	点	点	点	点	
石 油 ふ ろ が ま	点	点	点	点	
石 油 ス ト ー ブ	点	点	点	点	
ラ イ タ ー	点	点	点	点	
磁石製娯楽用品	点	点	点	点	
吸水性合成樹脂製玩具	点	点	点	点	
乳幼児用玩具	点	点	点	点	
乳幼児用ベッド	点	点	点	点	

(別記様式第4)

消費生活用製品安全法調査票

(特定保守製品チェックシート)

	回答	適 / 不適
①長期使用製品安全点検制度についての認識		
質問①-1 消費生活用製品安全法に基づく長期使用製品安全点検制度についてご存じですか。		
質問①-2 長期使用製品安全点検制度の対象品目(特定保守製品といいますが)は何かご存じですか。 御社に関係のある品目は、何ですか。		
質問①-3 長期使用製品安全点検制度の中で御社に係る義務や責務をご存じですか。 概要をご説明いただけますか。		
②取り扱っている特定保守製品の確認(表示の確認を含む)		
質問② (質問①-2 であげられた製品を実際に見せてもらい、①特定製造事業者等の氏名又は名称及び住所、②製造年月、③設計標準使用期間、④点検期間の始期及び終期、⑤点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先、⑥特定保守製品の型番号など の表示があるか確認する。)		
③特定保守製品を引き渡す際の説明義務の実施状況(所有者票が添付されている場合は、その旨の説明を含む。)		
質問③-1 御社における説明義務の実施方法を教えてください。		
質問③-2 対象製品の、月間の売り上げ数はどのくらいですか。		
質問③-3 取得者は説明を聞いて理解してくれますか。		

④所有者情報提供協力責務の実施状況		
質問④-1		
取得者は、所有者票による登録について理解してくれますか。		
質問④-2		
取得者のうち、御社が所有者票を預かって特定製造事業者等に返送している割合はどのくらいですか		

質問①②③④ 長期使用製品安全点検制度の義務・責務を実施するにあたり、困難なこと、国の施策が必要なことなど、お気づきのことがありましたら、ご指摘ください。	コメント:
---	-------

判定	(1)									
	<input type="checkbox"/> 長期使用製品安全点検制度を理解し、法第32条の7及び法第32条の10に関する規定を実施している <input type="checkbox"/> 法第32条の7及び法第32条の10に関する規定が実施されていない									
	(2) 表示不適合製品 { 無 有 }									
	<table border="1"> <tr> <td>特定製造事業者等名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ブランド名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>型名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	特定製造事業者等名			ブランド名			型名		
特定製造事業者等名										
ブランド名										
型名										

		年 月 日
立入検査を受けた者		
事業者名:		
所 属:		
氏 名:		
立入検査を実施した者		
所 属:		
氏 名:		氏 名:

(別記様式第5)

立入検査事実確認書(特定保守製品)

消費生活用製品安全法第41条第1項の規定に基づき、下記のとおり立入検査を実施し、下記のとおり判定したことを立入検査員と事業者の間で確認します。

記

1. 立入検査を実施した販売店等:
2. 実施年月日:
3. 検査結果

	判定	備考
①長期使用製品安全点検制度についての認識		
	理解している 理解が不十分 理解していない	
②取り扱っている特定保守製品の表示等の適否の確認		
	不適合製品 有 無	
③特定保守製品を引き渡す際の説明義務の実施状況(所有者票が添付されている場合は、その旨の説明を含む。)		
	実施している 実施が不十分 実施していない	
④所有者情報提供協力義務の実施状況		
	実施している 実施が不十分 実施していない	
<input type="checkbox"/> 特に報告する必要はありません。		
<input type="checkbox"/> 消費生活用製品安全法遵守に係る社内等の対応等について、速やかに別記様式第9により報告してください。		

年 月 日

立入検査を受けた者

事業者名:
所 属:
氏 名:

立入検査を実施した者

所 属:
氏 名: 氏 名:

なお、②の特定保守製品を引き渡す際の説明義務が遵守されない場合、消費生活用製品安全法第32条の8により経済産業大臣からの勧告及び公表されることがあるので、念のため申し添えます。

(別記様式第9)

年 月 日

熊本県知事 様

住所又は所在地
特定保守製品取引事業者名

代表者の氏名

立入検査対応報告書(特定保守製品)

年 月 日の立入検査の際に指摘がありました消費生活用製品安全法に基づく長期使用製品安全点検制度の実施について、下記のとおり対応しましたので報告します。

記

1 説明実績

(1) 既取得者に対する実績

期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
説明実績 件 / 件(総数)
所有者情報提供協力実績 件 / 件(総数)

(2) 新規取得者に対する実績

期間: 年 月 日 ~ 年 月 日
説明実績 件 / 件(総数)
所有者情報提供協力実績 件 / 件(総数)

2 消費生活用製品安全法遵守に係る社内等の対応措置

以上

年度検査実施年報（特定製品）

（熊本県）

担当部課	
担当者名	

立入販売事業者実数	
うち違反販売事業者実数	

（内訳）

番号	特定製品の区分	立入販売事業者数		検査機種数		違反内容				備考
		うち違反販売事業者数		うち違反機種数		法第13条に規定する表示に係る不適合	経過措置期間が終了している表示を貼付	記述基準上の表示に係る不適合	その他の違反	
合計										

（備考）

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 立入検査を受けた事業者のうち特定製品を取り扱っていたもののみを集計することとする。
- 事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

別記様式第11

年度検査実施年報（特定保守製品）

（熊本県）

担当部課	
担当者名	

立入特定保守製品取引事業者実数	
うち違反特定保守製品取引事業者実数	

（内訳）

番号	特定保守製品の区分	立入特定保守製品取引事業者数		違反内容			備考
		うち違反特定保守製品取引事業者数		法第32条の7第1項に係る説明義務違反	法第32条の7第2項に係る説明義務違反	その他の違反	

（備考）

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 立入検査を受けた事業者のうち特定保守製品を取り扱っていたもののみを集計すること
- 事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。
- 特定保守製品の区分にはガス種の別も記載すること。